

海老名市私道内排水設備助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道に面した家屋の水洗化の普及をより一層図るため、海老名市公共下水道の私道内布設に関する要綱（以下「布設要綱」という。）第4条第2項に規定する2戸以下の私道に面した家屋の私道内排水設備の設置に対してその工事を要する費用の一部を助成することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 私道 布設要綱第2条及び第3条に規定する私道をいう。
- (2) 私道内排水設備 海老名市下水道条例（平成12年条例第49号）第2条第1項第6号に規定する排水設備のうち、海老名市下水道条例施行規則（昭和52年規則第18号）第3条第2項の規定により汚水ますの先から、排水設備義務者の宅地内私道の境界線に接続する部分に設ける宅地内汚水ますまでのもので排水設備義務者が共同又は個人で使用するものをいう。

(助成の要件)

第3条 布設要綱第3条に規定する私道に私道内排水設備を設置する場合の助成の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 私道の一端が公道に接続しており当該私道に面した家屋が2戸以下であること。ただし、専用通路は除く。
- (2) 私道の土地所有者全員が私道内排水設備の設置について承諾し、かつ、これに接する家屋所有者全員の申請があること。ただし、家屋所有者と土地所有者が異なるときは、土地所有者の使用承諾を得ること。
- (3) この要綱により申請をするもの（以下「申請者」という。）が市税並びに公

共下水道事業に係る受益者負担金及び受益者分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと。ただし、市税等について、分割納付承認書により確実に納付が履行されている場合は除く。

(4) 申請者が私道内排水設備設置後これを市に帰属することについて承諾すること。

(5) 前各号のほか、市長が私道内排水設備を設置することに対して助成することが必要と認めるもの。

(要件の解釈)

第4条 削除

(助成の範囲)

第5条 この要綱において、助成の対象となる私道内排水設備の施設の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管渠

(2) 私道ます

(3) 管渠と宅地内排水設備を接続する私道取付管及び宅地内汚水ます

(4) 前3号の工事施工に伴う設計、ガス管又は水道管の切り回し、その他道路復旧（原形復旧）等の当該工事に付帯するもの

2 前項第3号に規定する宅地内汚水ますの位置は、宅地内のうち私道の境界線に接続する部分とする。

(助成額)

第6条 助成額は、私道に面している家屋が2戸の場合、私道内排水設備工事精算額の3分の2相当額、1戸の場合は、3分の1相当額とする。

2 前項の規定により算出した助成額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(所有者の承諾)

第7条 申請者は、布設要綱第6条各号に規定する事項について、私道の土地所有者の承諾を得なければならない。

(助成の申請)

第8条 申請者は、私道内排水設備設置助成申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 私道の位置図及び土地所有者の区画図
- (2) 公図の写し
- (3) 私道内排水設備設置承諾書(第2号様式)
- (4) 縦断面図
- (5) 工事見積額

2 前項の申請について、申請者が2名以上ある場合には、代表者を定めなければならない。

(決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、その適否を決定し、私道内排水設備助成決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、私道内排水設備設置助成の決定にあたり必要な条件、指示事項を付することができる。

(工事の着手届)

第10条 前条の規定により助成決定を受けた者が工事に着手するときは、私道内排水設備設置工事着手届(第4号様式)を工事に着手する日の5日前までに市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第11条 第8条の規定による助成の申請後、私道内排水設備設置工事の内容を変更しようとする者は、事前にその旨を市長に申請し、その承諾を得なければならない。

(検査等)

第12条 第9条の規定により助成決定を受けた者は、工事が完了した日から5日以内に私道内排水設備設置工事完成届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、検査を行い、合否を決定し、私道内排水設備設置工事完成検査結果通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（私道内排水設備の移管）

第13条 前条第2項の検査に合格した者は、私道内排水設備を速やかに市に無償、無条件で帰属しなければならない。

2 前項の帰属する私道内排水設備は第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設とする。

3 第1項の規定により帰属を申請しようとする者は、私道内排水設備移管申請書（第7号様式）に当該私道内排水設備工事費精算書等の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、受理後速やかに助成額を決定し、私道内排水設備助成額決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により決定通知を受けた者は、私道内排水設備助成金交付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により、助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、助成金交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定を取消し、既に助成金を交付しているときはその返還を命ずるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱により提出した書類に虚偽があったとき。

（3） その他市長が不適切と認めたとき。

（施設の設置義務）

第16条 申請者は、当該私道内排水設備を市に移管した日から1年以内に宅地内の排水設備を設置しなければならない。

(新規接続及び使用の承認)

第17条 当該私道内排水設備の接続及び使用を新たに希望する者があるときは、当該私道の土地所有者は、土地の使用について、又は当該私道内排水設備を使用する者及び排水設備義務者は、当該私道内排水設備の使用について正当な理由がなく拒んではならない。

(維持管理)

第18条 当該私道内排水設備の維持管理は、市が行う。

2 当該私道の土地所有者及びその他の権利者（以下「地権者」という。）は、前項の維持管理に伴う土地の使用について、これを拒んではならない。

3 当該私道内排水設備の設置工事完成後の路面の維持管理は、地権者が行う。

(移設及び撤去)

第19条 当該私道内排水設備の全部又は一部を移設及び撤去しようとする者は、市長の承認を得て行うものとし、その費用は原因者が負担するものとする。

(補則)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

私道内排水設備設置助成申請書

海老名市長 殿

申請者 住所
ふりがな
(代表者) 氏名電話
生年月日

海老名市私道内排水設備助成要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。本申請に伴い、海老名市私道内排水設備助成要綱第3条第3号に規定する市税等滞納の有無を確認するため、市職員が市税等に関する公簿を閲覧することを承諾します。なお、私道内排水設備設置後は、無償、無条件で菅渠等の当該施設を市に帰属することを誓約いたします。

私道の現況	位置	海老名市 海老名市	番地から 番地まで
	幅員	m	
利用戸数	宅地数 家屋数	宅地 (2 ・ 1) 戸 (世帯数)	
申請者	住所	氏名	
	住所	氏名	
施工業者	所在地		
	名称 及び 代表者		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類	<input type="checkbox"/> 私道の位置図及び土地所有者の区画図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 私道内排水設備設置承諾書 <input type="checkbox"/> 縦断図面 <input type="checkbox"/> 工事見積書		

※ 暴力団員でないことを確認するため、本申請に記載された個人情報を神奈川県警本部に商会することについて同意します。

私道内排水設備設置承諾書

海老名市長 殿

土地所有者 住所 _____
(代表者)
氏 名 _____ ㊞ (実印)
電 話 _____

私が所有する下記の土地に、下記の事項を誓約し、私道内排水設備の設置及び維持管理のために使用することを承諾します。

記

- 1 私道土地所在地
海老名市 _____
- 2 土地の使用期間は、私道内排水設備の存続する期間とし、使用料等は一切請求しません。
- 3 土地の所有権を移転する場合、若しくは用益物権を設定する場合は、この承諾した事項を譲受人、又は相続人に継承させるとともに、譲受人、又は相続人の土地使用承諾書を提出します。
- 4 私道内排水設備の全部又は一部を移設又は撤去しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受け、これに係る費用は原因者負担とします。
- 5 新たに私道内排水設備の接続を希望する者に対しては、承諾し、接続に際しては無条件で接続できるものとします。

私道内排水設備設置助成決定通知書

申請者 住 所 _____

(代表者) 氏 名 _____ 殿

海老名市長 内 野 優

年 月 日付けによる私道内排水設備設置助成申請については、
海老名市私道内排水設備助成要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない
設置場所	海老名市
受理番号	第 号
	<p>1 私道内排水設備設置後は無償、無条件で当該施設を市に帰属し、又1年以内に宅地内の排水設備を持続すること</p> <p>2 次のいずれかに該当するときは、助成（金）の交付決定を取消し、既に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、助成金交付決定を受けたとき。</p> <p>(2) この要綱により、提出した書類に虚偽があったとき。</p> <p>(3) 上記のほか、市長が不相当と認めたとき。</p> <p>3 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日翌日から起算して60日以内に海老名市長に対し異議申立てをすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、海老名市を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。</p>

年 月 日

私道内排水設備設置工事着手届

海老名市長 殿

申請者 住所 _____
(代表者)
氏名 _____

次のとおり工事に着手しますので、海老名市私道内排水設備設置助成要綱第10条の規定により届出ます。

設置場所	海老名市
決定年月日	年 月 日
着手年月日	年 月 日
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工業者	所在地 名称及び代表者
現場代理人氏名	
注意事項	工事が完了したときは、その日から5日以内に私道内排水設備工事完了届（第5号様式）により届出すること。

私道内排水設備設置工事完成届

海老名市長 殿

申請者 住所 _____
(代表者) 氏名 _____

次のとおり工事が完了しましたので、海老名市私道内排水設備設置助成要綱第12条第1項の規定により届出ます。

設置場所	海老名市
完了年月日	年 月 日

上記の工事の完了検査を実施したところ、結果は次のとおりでした。

検査年月日	年 月 日
検査員氏名	
立会人氏名	
検査結果	

私道内排水設備設置工事完成検査結果通知書

申請者 住 所 _____

(代表者) 氏 名 _____ 殿

海老名市長 内 野 優

年 月 日付けによる私道内排水設備設置工事完了届に基づき、海老名市私道内排水設備助成要綱第12条第2項の規定により検査を実施したところ、結果は次のとおりでしたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に海老名市長に対して異議申立てをすることができます。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
検 査 年 月 日	年 月 日
注 意 事 項	検査に合格した者は、速やかに私道内排水設備の施設を無償無条件で私道内排水設備移管申請書（第7号様式）により帰属すること。

私道内排水設備移管申請書

海老名市長 殿

申請者 住所
(代表者)

氏名

電話

私道内排水設備設置工事が完了し、検査に合格したので当該施設を海老名市私道内排水設備助成要綱第13条第3項の規定により、移管したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 設置場所

海老名市

2 私道内排水設備の構造及び数量

菅渠 Φ mm. L = m.

私道柵 基

汚水柵 基

汚水柵取付菅 Φ mm. 箇所

3 添付書類

工事費清算書・位置図・施設平面図・構造図・その他

私道内排水設備設置助成額決定通知書

申請者 住 所 _____

(代表者) 氏 名 _____ 殿

海老名市長 内 野 優

平成 年 月 日付けの私道内排水設備移管申請については次のとおり受諾するとともに、海老名市私道内排水設備助成要綱第14条第1項に規定により、私道内排水設備設置工事費の助成金について次のとおり通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海老名市長に対して異議申立てをすることができます。

設 置 場 所	海老名市
移 管 物 件	管渠 Φ L = m 私道柵 基 汚水柵 基 汚水柵取付管 Φ 箇所
移 管 年 月 日	平成 年 月 日
工 事 費	円
助 成 額	円
注 意 事 項	私道内排水設備設置助成金交付申請書（第9号様式）により請求をすること。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

私道内排水設備設置助成金交付申請書

海 老 名 市 長 殿

申請者 住 所 _____
(代表者)

氏 名 _____

海老名市私道内排水設備助成金要綱第14条第2項の規定により申請します。

助成額 _____ 円